

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>2-6 <u>信託会社</u>が提出する申請書における記載上の留意点</p> <p><u>信託会社</u>が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、<u>婚姻により氏を改めた者</u>においては、<u>婚姻前の氏名</u>を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、別紙様式集における役員等の氏名の記載欄について、既に<u>婚姻前の氏名</u>を併記した別の書類を提出している場合には、当該書類以外の様式を含め、<u>婚姻前の氏名</u>のみを記載することができることに留意する。</p> <p>3 運用型信託会社</p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>3-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p>(1) 規則別紙様式第1号の「記載上の注意」にある署名によることができる場合には、代表者が印章を用いる慣習がない外国人である場合が該当する。</p> <p><u>(2)~(10)</u> (略)</p>	<p>2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>2-6 <u>信託会社等</u>が提出する申請書における記載上の留意点</p> <p><u>本監督指針の対象となる信託会社等</u>が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、<u>氏を改めた者</u>においては、<u>旧氏</u>(住民基本台帳法施行令第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、別紙様式集における役員等の氏名の記載欄について、既に<u>旧氏及び名</u>を併記した別の書類を提出している場合には、当該書類以外の様式を含め、<u>旧氏及び名</u>のみを記載することができることに留意する。</p> <p>3 運用型信託会社</p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>3-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (削除)</p> <p><u>(1)~(9)</u> (同左)</p>